

住民投票制度（素案）に対するパブリックコメント手続等の実施結果

1 パブリックコメント手続等実施概要

(1) パブリックコメント手続の実施状況

- ・意見の募集期間：平成20年2月26日（火）から平成20年3月31日（月）
- ・閲覧場所：ホームページ、情報プラザ、各区役所・支所・出張所、市民館、図書館等

(2) 出前説明会等

- ・実施回数：16回（まちづくり推進組織や町内会役員会、市立高校などで実施）
- ・延べ参加人数：246名

(3) 意見の提出状況

・パブリックコメント手続による意見

提出件数	意見数
38件 (内訳：電子メール 16件) (F A X 22件) (郵送 0件) (持参 0件)	174件 (内訳：電子メール 78件) (F A X 96件)

- ・出前説明会等 意見数 72件（61人）

2 意見の内容とそれに対する市の考え方

(1) 項目別意見数

項目	パブコメ手続による意見	《参考》 出前説明会等
1 住民投票に付することができる市政に係る重要事項	7件	8件
2 住民投票の請求及び発議	55件	7件
3 投票資格者	12件	15件
4 住民投票の形式	4件	1件
5 実施に関する議会への協議等	20件	7件
6 投票期日	12件	5件
7 情報提供	3件	0件
8 住民投票運動	6件	3件
9 投票及び開票	1件	0件
10 投票結果	7件	5件
11 成立要件	3件	1件
12 制度全般	8件	5件
13 その他	12件	8件
14 制度内容以外のもの	24件	7件
合計	174件	72件

(2) 意見に対する市の考え方と条例案への反映状況

《意見に対する市の考え方の区分の説明》

- ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの
- 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
- 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
- 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

<パブリックコメント手続による意見の区分>

項目	パブコメ手続による意見	市の考え方の区分			
1 住民投票に付することができる市政に係る重要事項	7件			7	
2 住民投票の請求及び発議	55件			54	1
3 投票資格者	12件		4	8	
4 住民投票の形式	4件			4	
5 実施に関する議会への協議等	20件		1	19	
6 投票期日	12件		1	11	
7 情報提供	3件		2	1	
8 住民投票運動	6件	4		1	1
9 投票及び開票	1件			1	
10 投票結果	7件		1	6	
11 成立要件	3件		2	1	
12 制度全般	8件		3	4	1
13 その他	12件			12	
14 制度内容以外のもの	24件			24	
合計	174件	4	14	153	3

3 主な意見と市の検討結果

2 住民投票の請求及び発議【55件】

市長による条例適合性の審査について [16件]

住民からの請求に対する市長の審査は不要である。(13件)

< 検討結果 >

住民投票制度は、実施にあたり相応の経費や人手を要し、加えて、議会や市長に投票結果に対する尊重義務を生じさせるものであることから、請求の乱発を回避できる仕組みとすることが必要と考えています。

このことから、住民発議の場合には、請求代表者から請求代表者証明書の申請が出された時点において、市長が条例適合性の審査を行うこととしており、請求内容が条例に示された対象事項の考え方に合致しないと認められる場合や、手続に関する瑕疵がある場合について、市長が確認する必要があると考えています。

署名数について [25件]

署名数を 1/10 以上より下げるべき。(21件)

< 検討結果 >

他の自治体の事例や本市における過去の署名収集事例などを参考として、実際に署名収集が可能であり、かつ、乱発を防止するという点も考慮し、住民発議に必要な署名要件を、投票資格者総数の 1/10 以上としています。

また、地方自治法に規定された直接請求制度では、市町村における署名収集の期間は 1 か月以内とされていますが、本市は県並みの人口規模を有する大都市である点などを踏まえ、住民の署名収集活動に配慮し、署名収集の期間を直接請求制度における都道府県の要件と同じ 2 か月以内としています。

議会発議、市長発議について [14件]

発議は住民のみとし、議会や市長の発議は認めべきでない。(11件)

< 検討結果 >

地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の意見が大きく分かれるような事項などについては、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることとなります。このような状況に的確に対応するために、住民投票制度を創設するものであり、代表者で構成される議会や市長から発議することの必要性も生じるものと考えています。

なお、自治基本条例第 31 条では、住民、議会、市長の三者が発議できるとされています。

3 投票資格者【12件】

18 歳という規定は妥当である / 外国人に投票権を認めるべきでない等(計 11 件)

< 検討結果 >

住民投票制度では、「現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」が対象となることから、なるべく幅広い住民が投票に参加することが望ましく、自治基本条例第 31 条の解釈も踏まえ、本市の「住民」である未成年者や外国人が一律に除外されるものではないと考えています。

しかし、未成年者については、住民投票制度検討委員会報告書にも考えが示されているとおり、住民投票運動により受ける精神的な影響なども考慮する必要があることから、年齢要件については満 18 歳以上としています。

また、外国人についても、住民投票制度検討委員会報告書で考えが示されているとおり、住民投票において自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度などを理解していることが求められ、それを習得する期間として、3 年程度は必要と考えられることから、外国人の資格要件として、永住者、特別永住者に加えて「日本に在留資格をもって引き続き 3 年を超えて在留する者」とすることが望ましいと考えています。

なお、代表者を選出する選挙と、市政に係る重要事項について、住民に直接意思を確認する住民投票とは、その目的を異にするものであり、それぞれの制度の目的を踏まえ、投票資格者が設定されることが適当であると考えています。

5 実施に関する議会への協議等【20件】

議会への協議の仕組みは不要である。(19件)

< 検討結果 >

地方自治制度が、住民の代表である議会と市長による間接民主制を基本としている中で、直接民主制的な性格を有する住民投票制度と間接民主制との整合を図る必要があり、住民投票を実施するに当たっては、住民の代表である議会の意見を踏まえて行うことが望ましいと考えています。

この仕組みにより、間接民主制と住民投票制度との整合が図られ、より安定性の高い政策の決定や実施が行えるようになるものと考えています。

6 投票期日【12件】

実施経費の抑制のために選挙と同日実施をする必要はない。/ 選挙と同日実施とすると投票運動と公職選挙法の関係が生ずる等（計12件）

< 検討結果 >

住民投票を単独で実施した場合、選挙の例を参考とすると、3億円あまりの経費がかかると見込まれることから、選挙と同日に住民投票を実施することで事務を共用化するなど、実施に係るコストの抑制を図る必要があると考えています。

また、選挙と住民投票の同日実施は、住民の市政への関心を高める効果が期待でき、重要な政策の決定や実施にかかわる議論の活性化に資するものと考えています。

このことから、原則、選挙と同日で住民投票が行えるような仕組みとすることが望ましいと考えています。

ただし、対象となる事案の緊急性など、速やかに住民投票を実施しなければならない場合には、その時期を逸することのないよう、単独で実施することも可能としています。

8 住民投票運動【6件】

住民投票運動について、規制や罰則が必要である。（4件）

< 検討結果 >

住民投票制度は、自治基本条例に定められた参加の自治運営原則に基づく制度である点を踏まえ、住民投票運動の禁止行為について罰則規定は設けず、各人の良識に委ねることが適当と考えています。

なお、住民投票運動については、特に選挙期間中などを含めて、公職選挙法の規制を受けることとなりますので、これに違反した場合は、公職選挙法により罰則を受ける場合があります。

また、住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、住民投票の実施の告示から投票の期日の間に選挙が実施される場合には、その選挙の告示日以降投票日までの間、原則として住民投票運動を行えないこととします。

14 制度内容以外のもの【24件】

意見聴取の方法に疑義がある。（24件）

< 検討結果 >

平成17年12月に設置された住民投票制度検討委員会では、合計11回の委員会が開催されたほか、市内3か所で検討委員会主催のフォーラムが開催され、また、高校生や外国人市民との意見交換会を開催するなど、多くの市民の意見を踏まえ検討を行い、報告書の取りまとめが行われた経緯があります。

その後、住民投票制度検討委員会報告書で示された考えを踏まえ、制度創設に向けた検討を行いました。専門的な論点と議会の権能に関わる論点などがあることから、慎重な検討を行い、平成20年2月に制度素案の作成に至りました。

また、制度素案については、平成20年2月26日から3月31日までパブリックコメント手続を実施したほか、まちづくり推進組織や町会関係者の皆様などに対して出前説明会等を行い、その中で多くの市民の皆様からご意見を伺いました。

住民投票制度は自治基本条例に位置付けられた重要な参加の制度であり、条例が制定された際には、市民の皆様には制度の趣旨を十分にご理解いただけるように周知を図っていくことが重要であると考えています。

区分： ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

意見要旨	回答欄	区分
1 住民投票に付することができる市政に係る重要事項 [7件]		
除外事項における「その他住民投票に付することが適当でない認められる事項」の規定は不要である。 (2件)	素案では「市政に係る重要事項」であっても、対象となる事案の性質上、住民投票に付することが適当でない事項を対象事項から除外することとしています。しかし、住民投票に付することが適当でない事項をすべて列挙することは困難であり、また、現時点では想定されない事由が生じる可能性もあることから、このような概括的な項目を設けることが必要と考えています。 しかし、このことについては、除外事項として示された4つの事項と同等の合理的理由が認められる必要があると考えています。	
国の安全保障に関わる事項も除外項目とすべき。 (1件)	国の安全保障にかかわる事案など、市が決定権限を有していない事案などであっても、地域における事務として本市の住民の福祉に重大な影響を与える可能性がある場合などには、一律に対象事項から除外されるものではないと考えています。この場合、議会や市長は投票結果を踏まえ、様々な対応をすることなども可能であると考えています。	
道路等、都市基盤整備に係る事項は除外項目とすべき。 (1件)	道路や鉄道など、都市基盤整備に係る事案などについて、その建設に伴う住民の利便性や生活環境への影響が、概ね特定の地域に限定されるような場合には、対象から除外する必要があると考えています。しかし、その整備が本市の交通体系上、重要な位置付けにあり、また、市民全体の利便性に大きな影響を与えるものである場合などには、住民投票の対象事項になり得るものと考えています。	
重大な意見の相違が認められれば、除外項目自体が必要ない。 (1件)	住民投票制度は、賛成又は反対で住民の意思を確認する制度であり、意見相違の状況だけではなく、対象となる事案の性質上、適切に住民の意思の確認が行えないような住民投票になじまない事案については、対象事項から除外する必要があると考えています。	
対象事項に該当するかどうかの基準を具体例で示すべき。 (1件)	住民投票の対象事項となる「住民投票に付することができる市政に係る重要事項」とは、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、かつ、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとしています。 また、については、(ア)住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況、(イ)既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められる状況があるかなどについて、対象となる事案を取り巻く状況等を総合的に判断する必要があると考えています。 したがって、個々の事案が対象事項に該当するというをあらかじめ明示することは困難であると考えています。	
議会や市長が住民と意見の相違があるような場合は、住民投票でなく、再度市長選挙、議員選挙を実施すべき。 (1件)	選挙は、一般的に、様々な政策に関する候補者の公約等をもとに、選挙人が総合的に判断し、投票を行うものであり、特定の事案について、住民の意思を確認する必要がある場合には、住民投票が効果的な役割を果たすものと考えています。	
2 住民投票の請求及び発議 [55件]		
市長による条例適合性の審査について [16件]		
住民からの請求に対する市長の審査は不要である。 (13件)	住民投票制度は、実施にあたり相応の経費や人手を要し、加えて、議会や市長に投票結果に対する尊重義務を生じさせるものであることから、請求の乱発を回避できる仕組みとすることが必要と考えています。	
市長の審査は形式的なものにした方がよい。 (1件)	このことから、住民発議の場合には、請求代表者から請求代表者証明書の申請が出された時点において、市長が条例適合性の審査を行うこととしており、請求内容が条例に示された対象事項の考え方に合致しないと認められる場合や、手続に関する瑕疵がある場合について、市長が確認する必要があると考えています。	
対象事項の該当性についての市長の判断の範囲について、もっと明らかにすべき。 (1件)	対象事項につきましては、可能な限り広く捉えることが望ましいことから、具体的な事案としてあらかじめ明示することは困難であると考えています。 対象事項の該当性につきましては、「住民投票に付することができる市政に係る重要事項」の規定に基づき、市長が条例適合性の審査を客観的に行うこととなります。	

区分： ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

意見要旨	回答欄	区分
条例適合性の審査は第三者制度で対応すべき。 (1件)	条例適合性の判断に係る第三者機関を設置することについては、その位置づけや、対象となる幅広い事項についての確に判断できる委員の選任など、客観性を担保する仕組みに課題があることに加え、対象事項の審査について、第三者機関の審査期間がさらに必要となり、審査の迅速性の点からも課題があると考えています。	
署名数について[25件]		
署名数を1/10以上より下げるべき。 (21件)	他の自治体の事例や本市における過去の署名収集事例などを参考として、実際に署名収集が可能であり、かつ、乱発を防止するという点も考慮し、住民発議に必要な署名要件を、投票資格者総数の1/10以上としています。	
署名数が1/10以上では少ない。 (2件)	また、地方自治法に規定された直接請求制度では、市町村における署名収集の期間は1か月以内とされていますが、本市は県並みの人口規模を有する大都市である点などを踏まえ、住民の署名収集活動に配慮し、署名収集の期間を直接請求制度における都道府県の要件と同じ2か月以内としています。	
署名収集期間は2か月では短い。 (1件)		
署名収集期間は1か月とすべき。 (1件)		
議会発議、市長発議について[14件]		
発議は住民のみとし、議会や市長の発議は認めるべきではない。 (11件)	地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の意見が大きく分かれるような事項などについては、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることとなります。このような状況に的確に対応するために、住民投票制度を創設するものであり、代表者で構成される議会や市長から発議することの必要性も生じるものと考えています。 なお、自治基本条例第31条では、住民、議会、市長の三者が発議できるとされています。	
議会が発議した場合でも、市長が確認するのは疑問である。 (2件)	地方自治制度が二元代表制を採用している点を踏まえ、基本的に議会が発議の決定を行った場合には、市長は、形式的な審査のみを行うこととなります。	
市長発議の場合に、重要事項に該当することを自ら判断するのであれば、一番ハードルが低いのではないかと。 (1件)	議会は議決を要すること、また、住民は署名収集を要件とされていますが、独任制の機関である市長は単独の意思で発議を行うこととしています。ただし、市長が発議することは、市民への明確な説明責任が求められるものであり、また、市長からの発議の場合は、議会への協議の仕組みが設けられており、2/3以上の議員が実施に反対であれば、住民投票を実施しないとしています。	
3 投票資格者[12件]		
少年法で護られている人達に投票権を与えるべきでない。 (1件)	住民投票制度では、「現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」が対象となることから、なるべく幅広い住民が投票に参加することが望ましく、自治基本条例第31条の解釈も踏まえ、本市の「住民」である未成年者や外国人が一律に除外されるものではないと考えています。	
18歳という規定は妥当である。 (2件)	しかし、未成年者については、住民投票制度検討委員会報告書にも考えが示されているとおり、住民投票運動により受ける精神的な影響なども考慮する必要があることから、年齢要件については満18歳以上としています。	
18歳未満でも投票できるようにしてほしい。 (1件)	また、外国人についても、住民投票制度検討委員会報告書で考えが示されているとおり、住民投票において自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度などを理解していることが求められ、それを習得する期間として、3年程度は必要と考えられることから、外国人の資格要件として、永住者、特別永住者に加えて「日本に在留資格をもって引き続き3年を超えて在留する者」とすることが望ましいと考えています。	
検討委員会で初めから20歳以上を検討の俎上から外したのは問題がある。 (1件)	なお、代表者を選出する選挙と、市政に係る重要事項について、住民に直接意思を確認する住民投票とでは、その目的を異にするものであり、それぞれの制度の目的を踏まえ、投票資格者が設定されることが適当であると考えています。	
外国人に投票権を認めるべきでない。 (4件)		
外国人に投票権を認めるのは妥当である。 (2件)		
投票資格者の範囲は多様な意見があるので、川崎市が独自で規定するのではなく、国政での議論に任せるべき。 (1件)	住民投票制度は、本市の自治のあり方等を定めた自治基本条例に基本的な位置付けがされている重要な参加制度であり、そのことから、本市においては投票資格者としてどのような要件がふさわしいかについて検討を行い、決定していくことが望ましいと考えています。	

区分： ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

意見要旨	回答欄	区分
4 住民投票の形式【4件】		
賛成・反対の二択に限定することは適当ではない。 (4件)	住民投票制度は、住民に対して、直接、意思の確認を行う制度であり、よりの確にその意思を確認するためには、十分に議論が尽くされた後に賛成又は反対という最も単純な形式で問うことが適当と考えています。 また、議会や市長は投票結果を尊重するとされていますが、例えば三択として、投票の結果がほぼ同数であったときには、人によって、異なる解釈がされてしまうような事態も考えられます。 対象となる事案によっては、賛成・反対では意思の確認を行うことが難しい場合も考えられますが、その場合には、住民投票によらず、他の手段により、住民の意思の確認を図ることも考えられます。	
5 実施に関する議会への協議等【20件】		
議会への協議の仕組みは不要である。 (19件)	地方自治制度が、住民の代表である議会と市長による間接民主制を基本としている中で、直接民主制的な性格を有する住民投票制度と間接民主制との整合を図ることが必要であり、住民投票を実施するに当たっては、住民の代表である議会の意見を踏まえて行うことが望ましいと考えています。 この仕組みにより、間接民主制と住民投票制度との整合が図られ、より安定性の高い政策の決定や実施が行えるようになるものと考えています。	
2/3以上の議員の意見により議会と調整するのは、よい制度だと思う。 (1件)		
6 投票期日【12件】		
実施経費の抑制のために選挙と同日実施をする必要はない。 (3件)	住民投票を単独で実施した場合、選挙の例を参考とすると、3億円あまりの経費がかかると見込まれることから、選挙と同日に住民投票を実施することで事務を共用化するなど、実施に係るコストの抑制を図る必要があると考えています。 また、選挙と住民投票の同日実施は、住民の市政への関心を高める効果が期待でき、重要な政策の決定や実施にかかわる議論の活性化に資するものと考えています。 このことから、原則、選挙と同日で住民投票が行えるような仕組みとすることが望ましいと考えています。 ただし、対象となる事案の緊急性など、速やかに住民投票を実施しなければならない場合には、その時期を逸することのないよう、単独で実施することも可能としています。	
選挙と同日実施とすると投票運動と公職選挙法との関係が生ずる。 (4件)		
選挙との同日実施を原則としないほうがいい。 (1件)		
住民投票は選挙と別の期日に行うべき。 (3件)		
既存の選挙制度を活用することは、信頼性を確保しつつ費用を抑えて的確な運用をするという面で好ましい。 (1件)		
7 情報提供【3件】		
情報提供に市が関与すべきでない。 (1件)	投票資格者が自らの適切な判断により投票を行うためには、対象事項に関する十分な情報を有している必要があります。そのため、多くの情報を有する市長は、積極的、かつ、分かりやすい方法により、住民に対する情報提供を行う必要があると考えています。 また、ご意見のとおり、中立性が確保されることが重要であり、そのことを明確にするため、条例に規定することとしました。	
情報提供するのであれば、中立的な情報を提供すべき。 (2件)		
8 住民投票運動【6件】		
住民投票運動が、公職選挙法による規制を受けることは妥当でない。 (1件)	本市の住民投票制度は、選挙と同日に実施することを原則としていることから、特に、選挙の執行期間中に住民投票運動に名を借りた選挙運動が行われる懸念があるため、公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する住民投票運動を行えないことについて、条文に確認的な規定を設けていますが、公職選挙法は規制の内容が多岐にわたり、一般的に市民にもなじみが薄いことから、住民投票運動として行われた行為が結果として、公職選挙法に抵触してしまうようなケースも否定できません。 そのため、公職選挙法違反とならないように留意すべき事項について、条例制定後、住民への十分な周知を行っていく必要があると考えています。 なお、本市の住民投票制度では、実施の告示から選挙と同日に行われる投票日まで、実施の周知や投票の準備期間として少なくとも60日以上選挙の投票日までの期間があり、その間に十分な住民投票運動を行うことも可能であると考えています。	
住民投票運動が、公職選挙法による規制を受けることについて、その内容が不明である。 (1件)		

区分： ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

意見要旨	回答欄	区分
住民投票運動について、規制や罰則が必要である。 (4件)	住民投票制度は、自治基本条例に定められた参加の自治運営原則に基づく制度である点を踏まえ、住民投票運動の禁止行為について罰則規定は設けず、各人の良識に委ねることが適切と考えています。 なお、住民投票運動については、特に選挙期間中などを含めて、公職選挙法の規制を受けることとなりますので、これに違反した場合は、公職選挙法により罰則を受ける場合があります。 また、住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、住民投票の実施の告示から投票の期日の間に選挙が実施される場合には、その選挙の告示日以降投票日までの間、原則として住民投票運動を行えないこととします。	
9 投票及び開票【1件】		
20歳以上の日本国籍を有する者と、未成年者、外国人で投票所が分かれるようだが、隣接する場所で投票が行えるようにする等の配慮が必要である。 (1件)	本市の住民投票制度は、選挙との同日実施を原則としており、選挙権を有するものについては、選挙と同一の投票所で住民投票の投票を行うこととしています。一方、選挙権を有しない未成年者と外国人については、選挙の投票所へ入場することが禁止されているので、認められておらず、別に投票所を用意する必要があります。 しかし、選挙投票所に隣接する場所に外国人と未成年者の投票所を設けるとした場合には、相当の費用や多くの人手を要するなど多くの問題があり、外国人と未成年者の投票所については、各区に1か所、別に設けることとしています。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、外国人や未成年者の投票機会の確保に努める必要があることから、外国人や未成年者についても、選挙権を有する者と同様に、期日前投票を行えることとしました。	
10 投票結果【7件】		
投票結果に拘束力を持たせるべき。 (5件)	条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、地方自治法に規定された議会や市長の権限を制限することから、「拘束型」は法律に基づかなければ不可能とされています。このことから、他の自治体の常設型住民投票条例もすべて諮問型とされており、投票結果に対する尊重義務の規定が設けられています。 また、尊重とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことと考えられます。このため、議会と市長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任が生じることとなります。	
投票結果を、どのように尊重するのか基準を設けるべき。 (1件)		
諮問型の住民投票制度でも住民の意思を市政に反映させるための制度として適している。 (1件)		
11 成立要件【3件】		
成立要件を設けるべき。 (1件)	次の理由などから、成立要件を設けないこととしています。 住民投票制度は投票結果に法的な拘束力がなく、投票率なども含めたすべての結果を踏まえて、市長や議会が意思決定を行うという性質を有していること 対象となる事案に関する議論ではなく、投票を不成立とすることを目的としたボイコット運動が行われる懸念があること なお、市長や議会は、投票率などについても重要な判断材料とし、投票結果を尊重しながら、意思決定を行うことになるものと考えています。	
成立要件を設けないのは望ましい。 (2件)		
12 住民投票制度全般について【8件】		
常設型に反対である。 (2件)	対象となる事案ごとに条例を制定し住民投票を実施する、いわゆる『個別設置型』では、対象となる事案についての議論と併せて、そのつど投票の手続に関する議論も行われるため、実施に至るまでに時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも想定されます。 これに対して『常設型』は、あらかじめ投票に関するルールづくりを行うものであることから、どのような事案が対象であっても、同一のルールで投票を行うことが可能となり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあると考えられることから、常設型の住民投票条例としています。	
常設型に賛成である。 (2件)		

区分： ご意見を踏まえて検討し、考え方が盛り込まれたもの 制度素案の趣旨に沿ったご意見であり、条例案に反映されているもの
 条例案の規定には盛り込まれていないが、ご意見を検討にあたっての参考にさせていただいたもの
 今後住民投票制度を実施していく上で、参考にさせていただくもの

意見要旨	回答欄	区分
住民投票の制度は不要である。 (1件)	地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の意見が大きく分かれるような事項などについては、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることとなります。このような状況に的確に対応するために、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する仕組みである住民投票制度を創設するものです。	
間接民主制を補完する制度として重要なものである。 (1件)	住民投票制度は、間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の実行が期待できると考えています。	
発議者に対する批判意見を吸い上げる制度設計が無い。 (1件)	発議者に対する批判等については、基本的に住民投票運動の中で行われるべきものと考えています。 なお、事案に対する理解を深めるため、広報における賛成・反対の情報提供などについて、今後も、検討を行っていきます。	
川崎は南と北で認識が異なるので、意見を一本化することは無理である。 (1件)	住民投票制度は、住民ニーズや価値観が多様化していく状況において、住民の意思を賛成又は反対により確認する制度であると考えており、投票結果を踏まえ、議会や市長が政策決定を行っていくものとしています。	
13 その他【12件】		
区民投票や地域での投票を実施するべき。 (2件)	区民投票の場合、どのような事案を対象事項とするか、あるいは、区で示された投票結果に対する議会や市長の尊重義務をどのように位置づけるかなど課題が多く、そのため、全市域を実施区域とする制度を構築しています。	
制度素案全般について、市長や議会の権限が強すぎるのではないか。 (6件)	このたびの住民投票条例案は、間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実行にかかわる議論を活性化する仕組みとなることに留意するとともに、住民投票制度検討委員会報告書で示された考えをもとに、様々な論点について、市民や議会の皆様からのご意見をうかがいながら検討を行い、取りまとめられたものです。 これらの点について市民の皆様にご理解をいただけますように、条例制定後、制度の趣旨などについて、周知を図っていきたくと考えています。	
その他、制度素案全体の内容について。 (4件)		
14 制度内容以外のもの【24件】		
意見聴取の方法に疑義がある。 (24件)	平成17年12月に設置された住民投票制度検討委員会では、合計11回の委員会が開催されたほか、市内3か所で検討委員会主催のフォーラムが開催され、また、高校生や外国人市民との意見交換会を開催するなど、多くの市民の意見を踏まえ検討を行い、報告書の取りまとめが行われました経緯があります。 その後、住民投票制度検討委員会報告書で示された考えを踏まえ、制度創設に向けた検討を行いましたが、専門的な論点や議会の権能に関わる論点などがあることから、慎重な検討を行い、平成20年2月に制度素案の作成に至りました。 また、制度素案については、平成20年2月26日から3月31日までパブリックコメント手続を実施したほか、まちづくり推進組織や町会関係者の皆様などに対して、出前説明会等を行い、その中で多くの市民の皆様からご意見を伺いました。 住民投票制度は自治基本条例に位置付けられた重要な参加の制度であり、条例が制定された際には、市民の皆様にご理解を十分にいただくように、周知を図っていくことが重要であると考えています。	